

米政府系金融公社が原子力輸出向け支援を解禁：リーダーシップ回復に向けて

原子力グループ 主任研究員 木村 謙仁

2020年7月23日、アメリカの政府系機関である国際開発金融公社（DFC）は『環境・社会分野における方針と関係手続（ESPP）』を改定し、資金提供ポリシーにおける禁止事項から「原子炉やその部品を含む、放射性物質の製造および取引」を除外した¹。これにより、アメリカからの原子力輸出に公的資金を投入することが可能となった。DFCは海外民間投資公社（OPIC）と米国国際開発庁（USAID）の一部を再編・強化する形で2019年に設立された機関であり、今回の決定はOPIC時代からの方針が転換されたものである。

DFCは今回の発表のなかで、新興市場への新型炉輸出を優先的に支援する方針を示している²。この背景には、近年アメリカにおいて小型モジュール炉（SMR）や第四世代炉といった新型炉の開発が、民間企業の手で積極的に進められていることがある。この動きは国内市場のみならず、輸出市場の獲得を目指したのもであり、将来の輸出に向けて相手国の電力会社などと覚書（MoU）を締結するケースも見られるようになっている³。こうした新型炉事業は、量産効果や学習効果が発揮されるまでの初期段階におけるリスクが高くなるため、DFCによる資金提供の有無は事業の成否に大きく関わってくるものと思われる。

また、拙稿「米国原子力産業のリーダーシップと安全保障」（2020年1月）⁴でも述べた通り、連邦政府や原子力産業界では、世界の原子力市場における中露の台頭に対して危機感が増している。特に政府の立場としては、単なる産業振興のみならず、安全保障や核不拡散の観点からも、国際原子力市場におけるアメリカのリーダーシップ回復は急務であろう。そもそも、OPICからDFCへの改組には、中国が「一帯一路」構想の下、新興国へのインフラ輸出姿勢を強めていることに対抗する意図があるとされる⁵。今回の原子力輸出に関する方針転換も、そういった背景に照らして考えれば順当な動きといえる。

今回の決定によって、期待通りにアメリカがリーダーシップを回復できるかどうかは不透明である。しかし、政策目標を明確に持ち、状況に応じて様々な実効的手段を柔軟に活用していく姿勢は重要であろう。今後のアメリカの原子力国際協力の展開、および受け入れ国側の反応を注視していきたい。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

¹ DFC, Press Release, July 23, 2020 および DFC, *Environmental and Social Policy and Procedures*, July 2020.

² この方針は、複数の超党派議員からの指摘を受けて決定したものである。議会の側でも、新型炉の実証プロジェクトを推進する内容の「原子力リーダーシップ法」が2020年7月に上院で可決されている。（米国議会上院ウェブサイトより [https://www.energy.senate.gov/public/index.cfm/2020/7/senate-passes-nuclear-energy-leadership-act-in-defense-authorization-bill]）

³ 例えば、アメリカのSMR開発企業であるニュースケール社はチェコ国営電力のČEZ社（2019年9月）との間で、またGE日立も、ČEZ社（2020年2月）やポーランド最大の化学メーカーであるシントス社（2019年10月）との間で、それぞれ将来的なSMR導入可能性検討を共同で行う内容のMoUを締結している。（各社プレスリリースより）

⁴ https://eneken.ieej.or.jp/data/8789.pdf

⁵ *The Hill*, November 16, 2018.